

## 6 小児がん対策

### (1) 分野別施策

小児がんは成人のがんと異なり生活習慣とは関係なく、幼児期から思春期、若年成人まで幅広い年齢に発症する可能性があり、肉腫系のがんが多く、希少で多種多様ながん腫からなります。

本県における小児がんのがん登録件数は少ない状況ですが、小児がんは小児の病死による死亡原因の第1位となっています。また、小児がん治療を専門とする医療機関は少数です。

小児がんの治療はがん腫によって異なりますが、治療は一般に半年から1年間の入院が必要であり、退院後も治療期間が長期にわたることから、治療中の子どもの療養環境や教育体制が十分でない場合が多く、付き添いなどの家族の負担も大きくなっています。

小児がん患者は治療による合併症に加え、治癒した後も発育・発達障害、内分泌障害、臓器障害、性腺障害、高次脳機能障害、二次がんなどの問題を抱えており、診断後、長期にわたって日常生活や就学・就労に支障をきたすこともあります。

現状を示すデータや症例数の少なさから、治療や医療機関に関する情報も少なく、心理社会的な問題への対応を含めた相談支援体制やセカンドオピニオン体制も十分ではありません。

こうしたことから、「小児がんの医療提供体制の整備」、「小児がんに関する相談支援、連携体制の構築」に取り組みます。

### (2) 取組項目

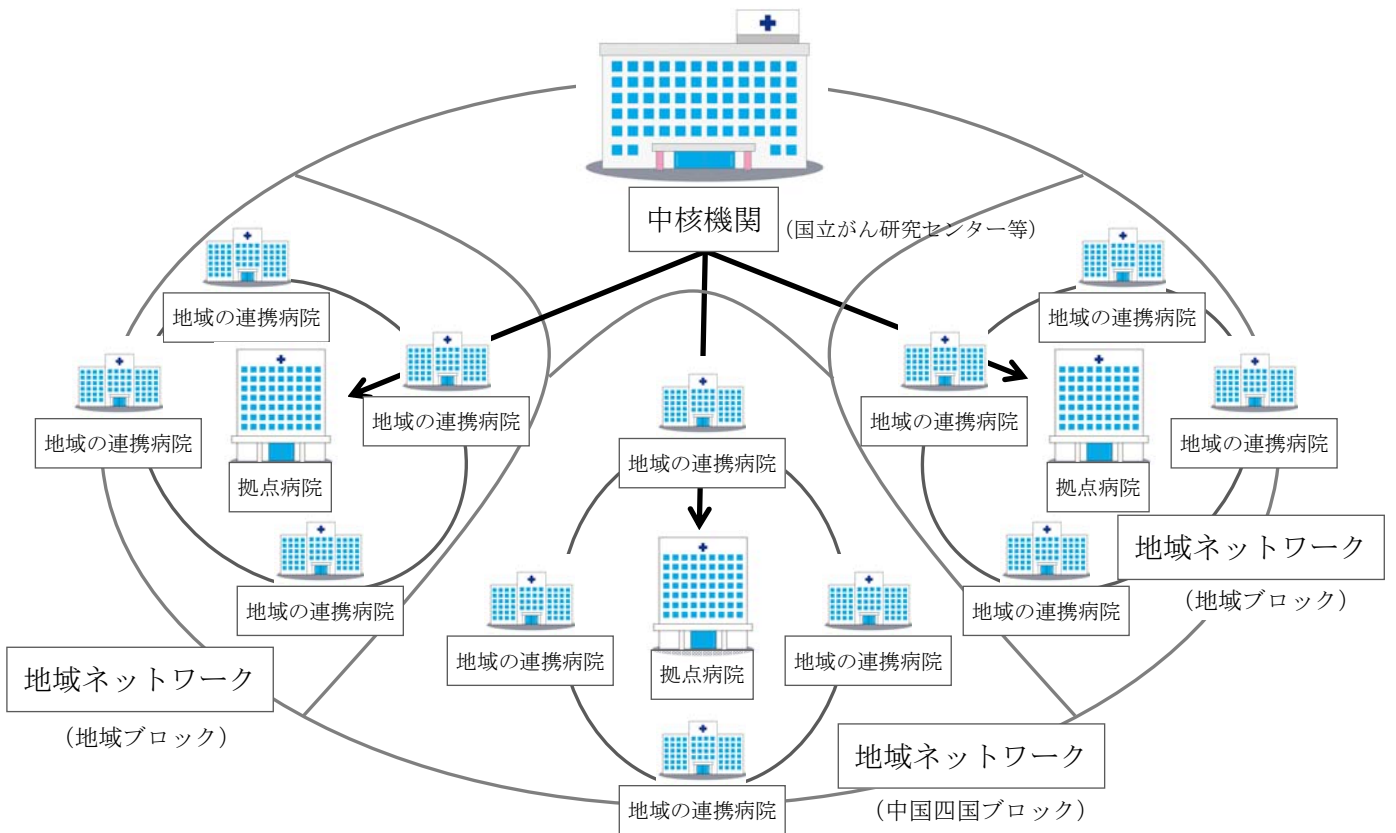
#### ①小児がんの医療提供体制の整備

##### 【現状と課題】

小児がんに対する医療は、成人のがんと同様に、手術療法、放射線療法、化学療法の集学的治療が行われています。しかしながら、発症例が少なく症例が分散していることから、必ずしも正確な診断や適切な初期治療ができていないとはいえない状況であり、小児がん全般に対応可能な複数の領域の専門家や、小児に適した治療設備が揃っている施設は少ない状況です。

集学的治療の提供（緩和ケアを含む）や患者とその家族に対する心理社会的な支援、適切な療育・教育環境の提供、小児がんに関わる医師等に対する研修等の体制を整備する必要があります。また、拠点病院等で情報を共有し、小児がんについての医療の連携体制の整備が必要です。

図 4-32 小児がん医療連携のイメージ



**【今後の取組】**

小児がん患者とその家族が安心して適切な医療や支援が受けられる体制の整備を目指します。

**(具体的な行動計画)**

- ・ 拠点病院等は、地域ブロックごとに指定された小児がん拠点病院と連携し、専門分野の情報を相互に共有するとともに、診療の支援等により適切な治療を提供する環境を整備し、小児がん患者が可能な限り慣れ親しんだ地域に留って医療や支援を受けられる体制を構築します。

**【個別目標】**

- ・ 小児がん患者とその家族が満足できる医療が提供できる医療提供体制を構築することを目標とします。

## ②小児がんに関する相談支援、連携体制の構築

### 【現状と課題】

小児がん患者とその家族は、適切な治療を求めています。正確な情報を得ることが困難であり、相談する場やセカンドオピニオンへの対応も不足している状況です。また、病気に伴い発生する心理社会的問題や、それに対する社会資源などについての相談支援体制が十分でない状況です。

今後は、診断時からの継続的な情報提供並びに心理社会的支援が必要となってきます。

### 【今後の取組】

小児がん患者とその家族が悩みなどについて気軽に相談でき、安心して療養生活を送ることができる環境を整備します。

### （具体的な行動計画）

- ・拠点病院等は、相談支援センターにおいて小児がん患者とその家族が相談できる体制を整備します。
- ・県及び連携協議会は、小児がんに関する情報を提供する環境を整備します。
- ・県は、県内の小児がん患者とその家族に対して、計画期間中に実態調査を行い、小児がん医療や治療期間中の教育等の課題の把握を行うとともに、課題に対する検討を行います。
- ・県は、院内学級の充実など、患者とその家族が治療に専念できる環境が整備されるよう関係者に働きかけます。

### 【個別目標】

- ・小児がん患者とその家族が悩みなどについて気軽に相談でき、また必要な情報を得られるよう、計画期間中に相談体制等その整備に取り組むことを目標とします。

### （3）役割分担

実施機関	役割
拠点病院等	・小児がんについて相談できる体制の整備
県	・小児がん医療が十分提供される医療連携体制の整備 ・小児がんに関する情報の提供 ・院内学級の充実について関係者への働きかけ